

仕事と家庭の  
両立支援に対する  
助成金を受けたい

## 両立支援等助成金

### 趣旨・目的

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援します。

### 対象となる方・支援内容

#### ■出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に子の出生前6週間から出生後8週間以内に利用させた事業主に対して助成。

#### ■介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、プランに基づき、労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対し助成。

#### ■育児休業等支援コース

次の①～③の中小企業事業主にそれぞれ助成。

- ①育休復帰支援プランを作成し、プランに基づき、労働者の円滑な育児休業取得、職場復帰に取り組んだ中小企業事業主
- ②育児休業取得者の代替要員を新たな雇入れまたは新たな派遣により確保するとともに、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主
- ③育児休業から復帰後の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

#### ■再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤又は転居を伴う転職を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成。

※金額や支給要件の詳細等については、下記お問い合わせ先又は厚生労働省HPへ。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/)

問い合わせ先

滋賀労働局 雇用環境・均等室

TEL : 077-523-1190 (129ページ No.27)